

暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

私は、自己又は自社の役員等が、裏面に掲げる事項のいずれかに該当する者ではないことを誓約します。

また、下記役員等名簿に記載した者が裏面に掲げる事項に該当する者ではないことを、警察署に照会することを承諾します。

令和 年 月 日

南国市長 様

所在地（住所）

法人名・商号・名称等

代表者 職名 氏名



(契約書 使用印)

記

役員等名簿

職名	フリガナ	生年月日	性別	住所
	氏名			

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (6) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (7) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (8) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (9) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

【備考】

氏名、生年月日等、誓約書に記載されたすべての個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき取り扱うものとし、南国市が南国市の事業及び事務における暴力団の排除に関する協定書に基づき実施する照会以外の目的には使用しません。また、南国市がこれらの情報をもとに警察署から取得した個人情報についても同様に取り扱いします。

記入方法

1 役員等名簿には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は正確な（旧字等）字体で記載してください。

- （１） 株式会社、有限会社については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表取締役を含む。）
- （２） 合名会社又は合同会社については、社員
- （３） 合資会社については、無限責任社員
- （４） 社団法人又は財団法人については、理事
- （５） 法人については、(1)から(4)までに掲げる者のほか経営もしくは運営に実質的に関与している者
- （６） 法人格を有しない団体者については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
- （７） 次に該当する場合は、(1)から(6)に掲げる者のほか、次の者
 - ① 支配人を置く場合は、支配人
 - ② 南国市と取引において、支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者
 - ③ 南国市に事業所がある場合で、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるか、また、契約事務の委任等を受けた者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（当該者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
- （８） 当該法人が会社更生手続き又は民事再生手続き中である場合は、(1)から(7)までに掲げる者のほか、管財人

2 新たに名簿に記載すべき者が就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。